



## 付録 5

## オオワシおよびその他の保護鳥類

## 目的

オオワシおよびその他の保護鳥類に対するリスク<sup>1</sup>を管理するための特別な規制を定義すること。

## 対象者

- 陸上施設管理者
- 海上施設管理者
- 法人環境マネージャー
- プロジェクトマネージャー、建設工事範囲が保護鳥類に影響を及ぼす可能性のある建設工事の契約事業者と下請業者

正確には、1 から 8 の要件は、運用フェーズに適用される。

9 から 20 の要件は、プロジェクトの建設フェーズと、保護鳥類に影響を及ぼす可能性のあるプロジェクト拡張にのみ適用される。


## 運用フェーズに対する要件

## 1. ヘリコプターの飛行経路は： [EIA V2: 第 3 章; EIA-A 第 4 章; EIA V2: 3.7.2]

オオワシおよびその他の保護鳥類の巣の場所と渡りの経路を避けたルートをとること。非常時を除き、3 月 15 日から 9 月 15 日の間、オオワシの巣の周囲 600m（半径）の範囲および上空 300m の利用は、更に制限される。

2. 非常時を除き、3 月 15 日から 9 月 15 日の間、ヘリコプター着陸地点は、オオワシの巣の場所から、少なくとも 1km 離れた場所に位置しなければならない。 [EIA-A 第 4 章 オオワシ]
3. オオワシがプロジェクトの影響を受けるかもしれない個々のケースに対しては、特別な緩和手段を適用しなければならない。 [EIA 第 4 章 オオワシ]
  - a. 営巣シーズン中、大規模な活動が許可されるべきではないところには、緩衝地帯を設けること（営巣中のオオワシの巣から 500m を緩衝地帯とする）。
4. オオワシの調査とモニタリングの継続の必要性を査定し、必要に応じて、生物多様性活動計画および [HSE モニタリング概要](#) に組み込むこと。 [EIA-A 第 4 章 オオワシ]
5. オオワシの巣の位置を公表してはならない。 [EIA-A 第 4 章 オオワシ]
6. カムチャッカのアジサシとハマシギに対する影響を最小化するため、運用フェーズ期間中、チャイヴォ砂州へのアクセスは制限され、鳥が最も影響を受けやすい（営巣と渡り）期間を避けて、ピグ基地への保守／訪問の時期を選ぶこと。 [EIA-A 第 13 章重要なプロジェクト変更]
7. 野生動物保護区または鳥類にとって重要な地域では、個体数状態を管理するための適切なモニタリングを実施するとともに緩和手段を策定しなければならない。 [EIA-A 第 13 章重要なプロジェクト変更]
8. 保護鳥類にとって重要な期間（営巣、渡り、他）に維持管理活動が必要な場合、損害を識別し、リスクを評価し、[リスク管理基準](#)の通りに規制を実施しなければならない。適当な緩和手段を行えず、またそ

<sup>1</sup>この文書の斜体の用語はサハリンエナジーの [HSE 用語集](#) に定義されている。

	生物多様性基準	第 05 版
---	---------	--------

うすることが可能である場合、影響を受けやすいレッド・データ・ブック種に対するリスク評価で安全とみなされるそのときまで、活動は延期される。

#### レッド・データ・ブック鳥類に関連する要件 – 建設フェーズ

9. 実現可能な場合、沿岸の RDB 鳥類（渉禽類、水辺と水鳥の近く）にとって特に重要な生息場所の内部または影響する場所で行われる建設活動（植物の除去等）は、最も影響を受けやすい営巣 期間を避けた時期（例えば 5 月～7 月）を選んで行うこと。沿岸の鳥類の生息地を横断する場所への人の出入りを最小化し、建設は可能な限り迅速に行うこと。オオワシに対する特別な対策が別途、詳述されている。[EIA VOL3 の第 3 章 1 の図 1.13、EIA VOL4 の 3.12.1 節、EIA VOL5 の 3.8.1 節、表 1.5 の 1.5.3 節]
10. （特別な対策が適用されているオオワシを除く）保護種に遭遇した場合、サハリンエナジーは繁殖／保育期間中（4 月から 9 月）、営巣地や餌場での人間の存在を可能な限り最小限にすること。[EIA VOL3 3.7.2 節]
11. 選定された場所（川の流域、暗い針葉樹林等）において、必要に応じて、RDB 鳥類（ふくろう、オシドリ等）のための人口巣を準備する場所を調査し、実施すること。[EIA 第 5 巻, 3.8.1 節および 1.5.3 節の表 1.5; EIAA 第 15 章 RDB および移動鳥類]
12. 建設前の観察で、RDB 鳥類の繁殖／渡りが影響をうけやすい範囲内に存在しないと確認された場合、RDB 鳥類の繁殖／渡りに利用されている、影響を受けやすい湿地の生息地で、冬の期間以外に建設工事を開始してもよい。

#### オオワシに対する要件 – 建設フェーズ

13. 重要な建設現場に対して、「オオワシの巢の強制緩和ガイドライン」を作成すること。必要な緩和手段はガイドライン文書に詳述されている。[EIA-A 第 4 章 オオワシ]
14. サハリンエナジーは、緩和活動について建設下請業者に知らせるとともに、オオワシへの干渉を避けることの重要性、特にオオワシの営巣や給餌に使われる場所 の周辺で行われる建設活動の機会を最小化することの必要性について、建設要員が適切な説明を受けるよう確実にしなければならない。安全会議（Toolbox talk）と要員環境計画。[EIA-A 第 4 章 オオワシ]
15. 営巣シーズン中、いかなる建設活動も許可されない緩衝地帯を設けなければならない（サハリンエナジーは、オオワシの営巣から 500m の距離を緩衝地帯として維持するようパイプライン業者に発注した）。緩衝地帯を指定する適切な指示を現場指定の緩和ガイドラインに組み込むこと（対策はオオワシの営巣場所がプロジェクトの影響を受ける可能性のある個々のケースごとに適用される）。[EIA-A 第 4 章 オオワシ]
16. オオワシの既知の巢の場所においては、パイプライン経路の植物除去および建設それ自体は冬期間に限定されなければならない。[EIA-A 第 4 章 オオワシ]
17. いかなるパイプライン経路の変更または拡張も、オオワシの巢に使われている木々の近くに影響してはならない。[EIA-A 第 4 章 オオワシ]
18. 河川沿いにオオワシの巢が位置している場合、建設工事は営巣／繁殖シーズン以外の冬季に計画されなければならない。[EIA-A 第 4 章 オオワシ]
19. 必要な場合、適切な研究によって得られたデータをもとに、人口巣の場所を設定すべきである。[EIA-A 第 4 章 オオワシ]
20. 建設活動の周辺に営巣しているオオワシのつがいそれぞれの健康状態を監視すべきである。少なくとも要員のうち一名が、営巣しているつがい／ひな鳥の行動および、建設の近辺への他のワシ類の飛来を毎

未分類	文書 0000-S-90-04-O-0259-00-E 付録 5	第 05 版	複写規制なし	ページ 2 / 3
-----	----------------------------------	--------	--------	--------------



生物多様性基準

第 05 版

日記録することに責任を負うべきである。建設期間中、観察頻度を増やすべきである。ガイダンス、地図による 指示および観察シートのひな型を強制緩和ガイドラインの中で準備しなければならない。  
[EIA-A 第 4 章 オオワシ、オオワシの巣の緩和ガイドライン]